

海外都市の公共空間における パフォーマンス活動許可制度

宮崎大学 吉 武 哲 信
(株) 福山コンサルタント 上 永 啓 太
宮崎大学 出 口 近 士

Tetsunobu Yoshitake, Keita Kaminaga and Chikashi Deguchi

はじめに

近年、中心市街地活性化方策の一つとして街なかの快適で魅力ある空間創出が目指され、公開民地等の民有空間や、道路、公園・広場等の公共空間におけるオープンスペース(OS)の活用が注目されている。OSには、オープンカフェや街路市などの商業系の活用の他に、パフォーマンス空間としての機能もあろう。ここで本論ではパフォーマンスとは、「個人もしくは数人単位で、屋外空間で一定の観客の存在を前提として大道芸、音楽演奏、ダンス等を行なうもの」と定義する。

海外の多くの都市では、公共空間(街路・歩道や公園)において、集客性や芸術文化育成の観点から、パフォーマンス活動が盛んに行われており、魅力的な空間の創出につながっている。また、わが国においても、静岡市、野毛(横浜市)、大須(名古屋市)の大道芸祭、登録制度を導入した東京都のヘブナーティストや金沢市のMaphなど、パフォーマンスをまちの活性化に活用する事例は少なくない。

このように、まちの魅力向上に対するパフォーマンスの役割については一定の認識があるものの、わが国の都市での公共空間の利用に関しては未だ課題が多い。すなわち、わが国でのパフォーマンス活動の多くは、民有空間内OSで実施されることが多い(例えば福岡市キャナルシティ)一方で、公共空間の活用に関しては、期間、場所が限定された中で実施されることが多く、より日常的に、あるいは多くの場所でパフォーマンス活動が行なえる状況にはない。

この点に関連して、公共空間でのオープンカフェ等での活用に関しては篠原ら(2007)による研究成果が

あるが、パフォーマンスでの活用に関しては、議論は十分ではない。一方、このような状況の中で、近年では多くの都市においてストリートミュージシャン等の路上パフォーマーが自然発生的に出現しており、歩行者の円滑な通行や周辺環境の維持に支障が出ているケースも存在している。これらは、まちの魅力向上の観点からは一概に否定されるべきものではないが、何らかのルール・規制等も必要であろう。

以上をまとめると、街なかの公共空間でのパフォーマンス活動はまちの魅力向上の観点からは推進あるいは許容すべき側面があるものの、そこには一定の空間活用、周辺環境の維持に関するルールも必要という認識が成り立つ。

ここで、わが国の公共空間活用制度を概観すると、公園に付随する規制や道路交通法の規制があり、公共空間で日常的にパフォーマンスを行なうことは必ずしも容易ではない。確かに三好(2010)も指摘するように、近年、国土交通省(2006)は、短期間のイベントだけでなく道を継続的かつ反復的に活用して行なう活動を推進するために道路占用許可の弾力化を掲げ、道路交通法を管理する警察庁も柔軟な対応^{注1)}を掲げている。しかし、例えば歩道空間の活用については、道路交通法第77条「道路の使用許可」に基づく警察の判断が必要であるが、この際、パフォーマンス活動に対しては、「弾力的で柔軟な対応」を許可するための具体的かつ詳細な判断基準は存在しない。現実には山口(2002)も確認したように、許可は一過性のイベント、かつ公共性が認められるものに対し限定的に与えられることが多く、日常的にパフォーマンス活動が行なえる状況にあるとは言い難い。

以上を踏まえると、街なかの公共空間の多くの場

所で日常的なパフォーマンス活動を推進することを念頭に、明確な空間活用のルールをパフォーマンス活動許可・認可と連結させている海外都市の制度を概観することは興味深い。このため本研究は、1) 海外都市で運用されているパフォーマンス活動許可制度を収集し、その制度を制定・運用主体や許可規定等の分類軸により整理する。2) わが国の都市でのパフォーマンス活動許可制度を考える際に参考となる情報を得るために、空間の利用に関連する規定のパターンから都市をグループ化する。3) 次いで、空間利用規定パターンからみた都市グループと、制定・運用主体やパフォーマンス活動資格の付与等の運用面の規定を合わせて都市グループを分析し、4) それらの特徴から、わが国の都市でパフォーマンスの許可制度を考える際に、参考となる知見を得ようとするものである。この際先述のように、わが国でも公共空間におけるパフォーマンス活動を推進している都市もあるが、空間限定的、一時的なものであることから分析の対象からは除外した。

なお、パフォーマンス活動の実態や制度に関しては、演奏者・観客への意識調査(南・宮岸, 2003) やストリートダンスの実態調査(斎藤ら, 2006)、そして東京都のヘブナーアーティスト政策に言及する研究等(丑山, 2006、山口, 2006) はあるが、パフォーマンス全般の制度を多都市の比較から論じたものはない。

1. 研究方法

1.1 調査・分析の枠組み

a) 許可制度の体系化

まず海外都市のパフォーマンス活動許可制度の事例を収集する。この際、各都市の制度を整理するために、後述の図-1 に示す分類軸を設ける。この分類軸に沿って、各都市の制度を整理する。

b) 分類軸に基づく都市の分類

パフォーマンス活動許可制度の制定・運用・管理主体は国によって異なるため、必ずしもわが国での制度制定や運用に直接参考にできるものではない。しかし、パフォーマンス活動の空間利用に関する規定項目や、その規定間の類似性など、どのような都市がどのような規定を採用しているかの情報は、わが国でのパフォーマンス活動の許可システムを考える際に参考になろう。そこで、a) で示した分類軸のうち、特に空間利用規定に関し、数量化理論Ⅲ類およびクラスター分析を用いて都市をグループ化する。その上で、得られた都市グループを、制定・運用主体等の空間利用規定以外の規定とも対照させ

た上で、都市グループの特徴を分析する。なお、わが国の都市での制度適用を考える際に、これらの都市グループが特定の国や都市の人口規模などの観点から共通性や傾向がある場合は、それを踏まえておく必要がある。そこで、これらの都市グループと国、人口規模等との関係についても確認する。

1.2 許可制度の収集

街なかの公共空間でのパフォーマンス活動に関する許可制度を有する都市を、日常的かつ活動場所を局所的に限定していないことを条件としてインターネットで検索した。ただし今回は、分析の便宜上、英語による情報提示を行なっている都市に限定した。

実際には、2009年10月～2010年3月にインターネットを利用して以下の手順で検索した。1) permit, permission など許可や application など申請に関わる単語と、street performance (performer) や busking (busker) など大道芸・パフォーマンスに関わる単語の組み合わせで、Google や Yahoo 等の検索エンジンを用いて検索を行なった。検索エンジンは国別のもも併用した。2) さらに、1) で検索できなかった都市を追加するため、パフォーマンスが盛んな西欧の国ごとの人口上位数都市の行政や観光系団体のホームページ (HP) を検索し、そのHP内で上記ワードを用いて検索した。この結果、後述の表-3の左欄に示す計69事例を収集できた。

なお、69事例のほとんどは表-3の制定主体名に示されるように、city, town, council すなわち行政が公表した許可制度である。したがって記載内容の信頼性は確保されていると考える。また、都市によっては、HPには規定の全部ではなく一部を掲載している可能性もある。これについては全都市に電子メールで追加確認し、回答のあった40都市については、規定に関する内容は全てHPに記載していることを確認した。したがって概ね、HP掲載情報が規定の全部をカバーしていると理解してよからう。

ただし、今回は英語のみで探索しており、他言語のみで表示される都市は検索対象から除外した。この意味では分析結果に偏りが出る可能性はある。また、収集事例のうちオーストラリアが34都市と多い。同国の都市がパフォーマンス活動を重視しているとも解釈できるが、一国の事例が多いことによる分析の偏りも可能性として指摘できる。このような偏りの可能性は、第3章で改めて検討したい。なお、収集事例は社会的・文化的背景が異なる12ヶ国69都市にわたることから、これらを分析することで許

可制度内容の多様性は概ねカバーできると考える。

1.3 許可制度の事例の概観

全 69 都市が掲示する HP で、定義・例示されていたパフォーマンスを表-1 に示す。パフォーマンスの内容は多様であり、この表に該当しないものも実在しうると考えられるが、以降は、これらの内容を基本としてパフォーマンスと呼ぶこととする。

さて、許可制度の一事例として、規定項目が最も多かったオーストラリアの Gold Coast 市の制度^(注2)の概略を表-2 に示す。同市はクイーンズランド州南東部に位置し、観光保養地として有名である。同市の許可制度は Surfers Paradise Alliance (SPA)、Broadbeach Alliance Limited (BAL) と市 (Council) が制定したもので、制度運用もこれら団体と市が共同で実施している。許可申請書は SPA と BAL の事務所と市 HP に用意され、オーディションによる演

表-1 パフォーマンスの内容

音楽演奏・歌
ダンス・舞踏
スタチュー
マイム・クラウン
ジャグリング・バルーン・マジック
アクロバット
フェイスペイント
路上アート・絵画・似顔絵、等

表-2 Gold Coast City Council の事例

各条項	分類軸
SPA(Surfers Paradise Alliance)、BAL(Broadbeach Alliance Limited)、GCCC(Gold Coast City Council)は大道芸活動の管理支援として、「Busking Guidelines Document」を作成しました。	I
SPAとBALは許可保有者がガイドラインの内容に従わなかった場合、GCCCに許可証の停止や取り消しを求めます。	O
このガイドラインはSurfers Paradiseの指定場所とBroadbeach モールでのみ許可されます。	D
ゴールドコーストの路上で大道芸を行うには許可証を携帯して下さい。許可証はSPAとBALによって発行され、志願者は条件に従う必要があります。	L
オーディションの際にはパフォーマンスで使用する器材を全て持って来て下さい。	A
活動場所: Cavill Mallの遊歩道の東端と遊歩道の中央、ラン通りの緑石側等	Pl
活動時間: 10:00~22:00	T
一つの場所につき30分以上活動してはいけません。	TPi
グループ活動は最大4人です。	BPe
年齢制限: 14歳以下は常時監督者を必要とします。	B
14歳から17歳は18:00-22:00まで監督者を必要とします。	TB
音: 拡声器の使用は禁止します。周辺の店内に聞こえないように注意してください。	Pe
許可証の停止・取り消しになる行為・活動	L
・ 治安妨害を起すこと	Pe
・ 店・建物の出入りを塞ぐこと	PIPe
・ 大道芸の停止要求に従わなかった場合	L
・ 大道芸許可証を見える位置に提示していない場合	L
禁止条項	
・ 道具を広げ、歩行者の通行を妨害すること	Pe
・ ナイフ、剣、チェーンソー等の危険な器具の使用	Pe

者選別がある。本制度は、Surfers Paradise 内の指定場所と Broadbeach モールに適用され、活動場所は写真と文章で詳細に定められている。

活動に関しては、演者が演技を行なうときは許可証を携帯し提示する必要があり、これに従わない場合は許可証の停止または取り消しの罰則が設けられている。また、活動時間は 10~22 時となっており、14~17 歳の演者による 18 時以降の活動は監督者を必要とし、14 歳以下の演者においては時間帯に関わらず常時監督者が必要とされる。なお、一つの場所での活動時間は 30 分以内と規定され、この他にも音の規制、ナイフ・剣等の危険な道具の禁止、グループ活動の人数制限などが存在する。

2. 許可制度体系の把握

2.1 許可制度の分類軸

69 都市の制度を見渡すと、各都市の制度は図-1 のような分類軸で整理できることが考えられる。すなわち許可制度は、制定主体 (I) : 誰が許可制度を制定しているか、運用主体 (O) : 誰が制度の運用・管理を行なっているか、許可証の規定 (L) : どのように許可証の発行や取り消し等の管理を行なうか、オーディションの有無 (A) : 演者にオーディションを課すか、適用区域の有無 (D) : 許可規定を適用する区域を限定しているか、近隣の同意 (N) : 演技の場所・時間やパフォーマンスの内容等に近隣の住民や商業者の同意を必要としているか、さらに場所 (Pl)、時間 (T)、演者 (B)、活動 (Pe) に関する規定によって大別できる。

表-2 右欄には、Gold Coast 市の各種条項が図-1 の分類軸のどれに相当するかを示す。表-2 右欄と同様の作業を 69 都市に対して行なった結果を表-3 の上部に示す。なお、I, O, L, Pl, Pe, PI, Pe, BPe については、さらに具体的な規定群が存在するため、そ

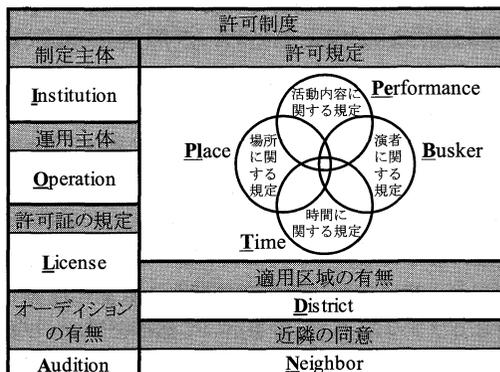


図-1 許可制度の分類軸

の細分項目（小項目）を表示している。

表-3より、許可制度は7つの大項目と31の小項目から構成される。表中○印は、各都市がその小項目の規定を有していることを意味する。たとえば、適用区域の有無（D）の○印は、パフォーマンス活動規定を一定区域に対して適用する規定がある場合に付している。なお、許可証の期間（L4）は、許可証が有効な期間に関する規定があることを、広場（P11）や禁止場所の指定（P14）はそれぞれ、広場に許可ルールを適用する規定、特定の道路や広場でのパフォーマンス活動を禁止する規定があることを意味する。

対象都市全体を見渡せば、基本的に制定主体（I）、運用主体（O）は市であることが多く、騒々しい行為の制限（Pe2）、歩道交通の確保（PIPe1）、場所（P1）の指定が60以上の都市で当てはまることから、これらは必須規定であることが推察される。また、制定主体（I）はほとんどが市で、運用主体（O）のほとんどは市か警察である。表-3中のオーディションの有無（A）から右側の規定項目に関する○印の分布パターンは、制定主体（I）、運用主体（O）が何であるかに関係ないことがわかる。○印の分布パターンについては2.3で改めて検討するが、許可証の規定（L）については英国、スイス、イタリア、デンマークにおいて○印が少ない傾向はあるものの、全体として○印の分布パターンに国による顕著な違いは読み取れない。

2.2 空間利用規定に基づく都市のグループ化

空間利用に関する規定にどのような傾向があるかを把握するため、表-3に示した項目のうち、適用区域の有無（D）、近隣の同意（N）、場所（P1）、時間（T）、活動（Pe）、時間と場所（TP1）、場所と活動（PIPe）、演者と活動（BPe）の8変量を用いて、数量化理論Ⅲ類を適用する。ただし、反応数が少ない9都市（No.13, 14, 20, 22, 25, 29, 30, 43, 51）、時間と演者（TB）を除き、60都市を対象とした。

分析結果を表-4に示す。第3軸までで累積寄与率が48.6%で、第4軸の寄与率は7.8%と小さいため、第3軸までで分析を行なう。なお、累積寄与率は48.6%と高くはないが、軸の意味が明快で意味の理解できる分類とするため、第3軸までを用いる。各軸の意味は、カテゴリースコアから、第1軸は-側で活動制限が強い「活動の規制軸」、第2軸は+側では禁止場所の指定（P14）、-側では活動許可場所の指定（P12, P13, P11）があるため「場所限定軸」、第3軸は+側で許可規定適用区域の指

定、-側で指定がないため「適用区域による活動の制限軸」と解釈できる。

次に、空間利用に関する規定の設定パターンによる都市の分類を行なうため、3軸までのサンプルスコアを用いてクラスター分析を適用した。その結果、都市は表-5に示す5グループに分類できた。図-2には、横軸に第1軸、縦軸に第2軸をとり、各都市の布置とクラスター分析による5つのグループの関係を示す。同図より、グループ1は活動（Pe）に制限を設け、比較的規制が多い「活動規定型：G1」（22件）と言える。他グループも同様に、活動禁止場所を設けるのみ（P14）で活動規定（Pe）には特徴の見られない「場所非規定型：G2」（15

表-4 空間利用に関する分類軸の特徴

軸 (固有値)	寄与率	符号	主要な規定のカテゴリースコア	特徴
1 (0.179)	19.9%	+	近隣の同意(N)あり(2.98) 活動可能な時間帯の指定(T)なし(2.35) 演者と活動(BPe)なし(2.31)	活動非規定
		-	グループ人数の制限(BPe2)(-1.64) 活動可能芸術の限定(BPe1)(-1.41) ゴミや道具の撤去(PPe4)(-1.25)	活動規定
2 (0.153)	16.9%	+	禁止場所の指定(P14)(3.31) 近隣の同意(N)あり(1.40) ゴミや道具の撤去(PPe4)(1.16)	場所非規定
		-	歩道(P12)(-2.10) 歩行者専用道路(PB)(-2.10)	場所規定
3 (0.107)	11.8%	+	適用区域(D)あり(3.35) 近隣の同意(N)あり(2.41) 活動可能な時間帯の指定(T)なし(1.10)	適用区域の指定あり
		-	街路備品周辺での活動制限(PPe2)(-2.96) 公序良俗に反する行為の禁止(Pe3)(-1.49) 適用区域(D)なし(-1.38)	適用区域の規定なし

表-5 クラスター分析による都市グループ

グループ1 (22件) 活動規定型			
Downtown Calgary	2	National Arts Council Singapore	27
Granville Island Cultural Society	3	Gold Coast City Council	42
City of Kingston	4	City of Hodfast Bay	44
City of Vancouver	5	Kempsey Shire Council	46
Yonge Dundas Square (City of Toronto)	6	Manly Council	53
City of St. Augustine	7	North Sydney Council	59
City of Rockville	11	City of Perth	61
Port of San Francisco	12	Pittwater Council	62
City of Bern	21	South Bank Corporation (Brisbane City Council)	64
City of Copenhagen	23	Sunshine Coast Regional Council	66
Amsterdam Street Performers (Amsterdam)	26	City of Sydney	67
グループ2 (15件) 場所非規定型			
City of Boston	8	Indigo Shire Council	45
Cambridge Arts Council	9	Municipality of Kiama	47
Brighton & Hove City Council	15	City of Latrobe	48
City of Wien	24	City of Melbourne	56
Adelaide City Council	35	Parramatta City Council	60
Burwood City Council	38	City of Stonnington	65
Byron Shire Council	39	City of Yarra	69
Cairns Regional Council	40		
グループ3 (12件) 場所規定型			
Town of Banff	1	Wellington City Council	34
City of Galena	10	Brisbane City Council	37
Eastbourne Borough Council	16	Launceston City Council	49
City of Sheffield	17	City of Mandurah	52
Stockton-on-Tees Borough Council	18	City of Maribymong	54
City of York Council	19	Monash City Council	57
グループ4 (7件) 活動非規定型			
Christchurch City Council	28	Narromine Shire Council	58
Rotoma District Council	33	Richmond Valley Council	63
Glen Eira City Council	41	City of Willoughby	68
City of Maroondah	55		
グループ5 (4件) 活動・場所非規定型			
Kapiti Coast District Council	31	City of Boroondara	36
New Plymouth District Council	32	Lismore City Council	50

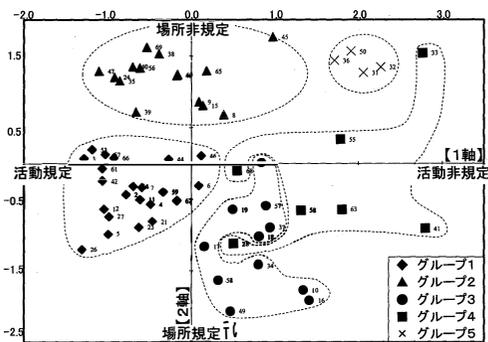


図-2 活動と場所に関する都市グループ

件)、活動を行なう場所を指定するが(D)、活動規定(Pe)には特徴の見られない「場所規定型:G3」(12件)、活動内容に自由度が高いが、活動場所規定(P1)には特徴の見られない「活動非規定型:G4」(7件)、活動(Pe)および活動場所(P1)の自由度が高い「活動・場所非規定型:G5」(4件)と位置づけられよう。この図は、わが国の都市で諸規定を考える際、まずはどの都市グループを志向するかを決定すれば、参考となる都市群を探すことに利用できる。

2.3 空間利用規定以外の観点から見た都市グループの分析

空間利用規定以外の規定すなわち、制定主体(I)、運用主体(O)、許可証の規定(L)、オーディションの有無(A)、演者(B)の13種の規定の他、国や都市の人口規模と、空間利用規定に基づいた都市グループとの関係を分析する。都市グループ間でこれらに顕著な違いがあれば、わが国の都市において許可制度を考える場合に手がかりとなろう。

都市グループと制定主体(I)の関係を図-3に示す。民間組織(I2)が制定主体となる都市は、活動規定型(G1)と場所非規定型(G2)にのみ存在する。図-4はグループと運用主体(O)の関係を示している。どのグループにも、市(O1)、警察(O2)、民間(O3)が存在し、グループと運用主体との間に明確な傾向は見られない。ただし、活動規定型(G1)に民間組織(O3)が多い(7都市)ことは指摘できる。活動非規定型(G4)においては、当該都市数が少ないため一概には言えないが、民間(O3)が運用主体となっている都市はない。

図-5はグループと許可証発行主体との関係を示す。場所規定型(G3)の都市はすべて市(L1)発行である。また、場所規定型(G3)、活動非規定型(G4)、活動・場所非規定型(G5)では民間(L2)が発行する事例はない。逆に民間(L2)が発行す

るのは、活動規定型(G1)か場所非規定型(G2)の都市のいずれかである。なお、L1~L6の規定についてはグループ間で明確な差はなかった。

次に、グループとオーディションの有無(A)・演者の年齢制限(B)との関係を見る。図-6より、活動非規定型(G4)と活動・場所非規定型(G5)はオーディションを課しておらず、活動非規定型(G4)は年齢制限を課していない。

さらに、都市グループと国の関係を確認する。図-7より、活動非規定型(G4)と活動・場所非規定型(G5)にはニュージーランド(NZ)とオーストラリア(AU)の都市のみが属し、その他のグループでは各国が混在する。また、AUの都市は全てのグループに存在する。これらから、活動非規定型(G4)、活動・場所非規定型(G5)はAUと一部のNZ都市に特徴的な型である可能性がある。他方、G1~G3のグループには多様な国の都市が属し、この意味で国とグループに明確な関係はない。

また、図-7より、英語圏(CA, US, UK, NZ, AU)・非英語圏(その他)の都市分布にも、例えば英語圏(非英語圏)都市が特定のグループに属する傾向は見られない。英語・非英語圏による大きな違いが見られないことは、英語のHP情報に基づく分析を行っても、それに由来する分析結果の偏りはないことを意味しよう。なお、道路や公園に関する管理制度が大きく異なるにも関わらず空間活用に関する規定分布パターンが国により大きく異なることは、管理制度と空間利用規定のあり方が必ずしも直結していないことを意味する。この意味では、管理制度の違いにかかわらず、わが国でもこれらの都市グループの規定分布パターンを参考にできるといえよう。

最後に、許可規定と人口規模の関係を検討する。図-8より、活動・場所非規定型(G5)には人口1~10万人の都市のみが属するが、他のグループには多様な人口規模の都市が混在している。活動・場所非規定型(G5)については人口1~10万人の中小規模都市に現われる特徴的な規定パターンの可能性があるが、構成都市数が少ないため断定できない。その他の都市グループに多様な人口規模の都市が混在しているので、ある都市がどのグループに属するかは都市の人口規模とは関わらないと判断してよからう。以上を踏まえれば、わが国の都市での許可制度を考える際に、人口規模は特に問題にしない为好い。なお、これは都市の地理的・社会的性格を問題にしない为好いことを意味するものではない。この点については、今後のさらなる分析が必要である。

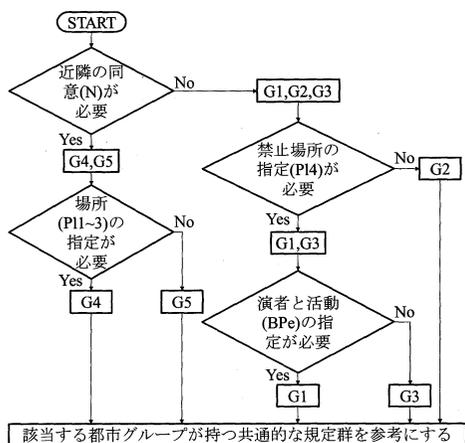


図-9 参考となる都市グループの探索フロー

の合意形成を目指す場合はG4, G5を参考にできよう。

G1～G3については、禁止場所の指定(P14)を設定に関し、G1・G3(無)とG2(有)のいずれかを参考にできるかを判断できる。また、G1, G3については、演者と活動(BPe)(活動可能パフォーマンスの限定、グループ人数の制限)を規定に含めればG1、含まなければG3の規定群を参考にできる。

G4, G5については、場所(広場、歩道、歩行者専用道路)(P11~3)の指定の有無により、参考とすべきグループを特定できる(有:G4, 無:G5)。なお、G5は人口1～10万人の都市のみが属しているため、小都市ではG5を選択することも考えられる。

以上の判断のフローを図-9に示す。わが国での許可制度を考える際、このフローに従って参考となるグループを探索すれば、表-6中の当該グループが有する◎印や○印の規定項目をまずは検討することが提案できよう。

おわりに

本研究の主要な結論を、以下に整理する。

- 1) 公共空間におけるパフォーマンス活動許可制度が確立され、日常的に運用している69都市の事例を収集し、許可制度を制定主体、運用主体、許可証の規定、適用区域の有無、近隣の同意、オーディションの有無、許可規定(場所、時間、演者、活動)の分類軸を基に整理した。
- 2) 空間活用に関する規定から、都市は活動規定型、場所非規定型、場所規定型、活動非規定型、活動・場所非規定型の5グループに分類できる。
- 3) グループは、空間利用に関する規定の設定パターンに各々の特徴があるものの、制定・運用主体、オーディション・年齢制限の有無、国や人口規模は

グループの分類とは関係ない。ただし、活動非規定型、活動・場所非規定型はオーストラリア、ニュージーランドの一部の都市に特徴的な規定パターンである可能性がある。

4) わが国の都市で許可制度を考える際、どの都市グループを参考とすべきかを検討するためのフローを提示した。参考とする都市グループが特定できれば、そのグループが持つ共通的な規定群をまずは検討することが提案できる。

5) 本研究で得られた都市グループは、許可制度が有する規定項目の類似性・パターンの一般的傾向を示したものである。ただし、公共空間管理に関する全体的制度体系や都市の空間構造等と都市グループとの関係については、今後の分析課題である。

—注—

- 注1) 警察庁交通局交通規制課長、民間事業者による経済活動に伴う道路使用許可の取り扱いについて、日本語、<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/kisei/kisei20050317-1.pdf>、2011年12月20日確認。
- 注2) Gold Coast City Council, Busking Guidelines, 英語、http://www.goldcoast.qld.gov.au/attachment/policies/busking_guidelines.pdf、2011年12月20日確認。

—参考文献—

- 1) 丑山佐枝子(2006)「『大道芸』ライセンス事業におけるパフォーマー支援に関する研究—地方自治体への一政策提言として—」, 慶応義塾大学大学院政策メディア研究科修士論文。
- 2) 国土交通省道路局路政課道路利用調査室(2006)「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路専用の取り扱いについて」, 『市街地再開発』, 第432号, pp. 8-15。
- 3) 斎藤直人・十代田朗・津々見崇(2006)「都市空間におけるストリートダンスの実態」, 『日本都市計画学会都市計画論文集』, No. 41-3, pp. 457-461。
- 4) 篠原 修・北原理雄・加藤源他(2007)『公共空間の活用と賑わいまちづくり』, 学芸出版社, pp. 40-44。
- 5) 南正一郎・宮岸幸正(2003)「ストリート・パフォーマンスの実態と、パフォーマー及び観客への意識調査」, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』, pp. 641-644, 平成15年度。
- 6) 三好規正(2010)「道路行政の意思決定・執行方法における道路法の課題」, 『国際交通安全学会誌』, Vol. 35, No. 2, pp. 36-43。
- 7) 山口 晋(2002)「規制をめぐるInteraction—ストリート・ミュージック、排除か容認か?—」, 『サウンドスケープ』, 4号, pp. 41-49。
- 8) 山口 晋(2006)「東京都の文化政策『ヘブナーティスト事業』と現代都市空間」, 『都市文化研究』, Vol. 7, pp. 50-62。